

私たちこんな活動しています!

非弁護士取締委員会

非弁護士取締委員会副委員長兼囑託 深澤 諭史 (63期) ●Satoshi Fukazawa

1 はじめに

非弁護士取締委員会は、非弁護士による無資格の弁護士業務（非弁行為）と、弁護士がかような者と提携する行為（非弁提携）の取締りを目的とする委員会です。

非弁というと、非弁護士の無資格業務だけを想像される方も多いかと思いますが、弁護士が非弁護士に名義貸しや紹介を受けるなどの協力をするケースも少なくなく、当委員会は、そのような行為も取締りの対象としています。

2 非弁規制とは?

非弁（行為）とは、非弁護士が弁護士でなければできない業務を行うことをいいます。

非弁行為は、弁護士法72条により禁じられており、違反者には刑事罰が科せられます（弁護士法77条3号）。

また、弁護士が非弁行為を行う者に名義貸しをしたり事件の周旋を受けたりすることも禁じられています（弁護士法27条）。更に弁護士職務基本規程11条では、非弁の疑いのある者から紹介を受けることや利用行為一般が禁じられています。

非弁規制は弁護士制度の中核であり、また、非弁提携規制は、これを実効あらしめ、ひいては弁護士職務の適正、信頼確保を図る重要な規制です。

3 非弁護士取締委員会の活動

当委員会の委員・幹事の人数は、合計で47名です（2019年3月時点）。

当委員会は、非弁護士による非弁行為について調査、取締りを行う通常案件検討部会と、弁護士による非弁提携行為について調査、取締りを行う特別案件検討部会により構成されています。

また、最近では、新人・若手の会員が、そうとは知らずに非弁提携を行ってしまうケースが増えており、それに対応するための研修や広報活動なども行っています。

(1) 通常案件検討部会

通常案件検討部会は、非弁護士による非弁行為の調査と取締りを目的としています。

昔は、いわゆる反社会的勢力、事件屋的な存在が多かったのですが、最近では、インターネットを活用して広報を行う、一見してクリーンなイメージを抱かせて市民の法律に関する信頼や誤解を悪用して勧誘する業者が増えています。

これらの非弁業者は、無資格で業務をするというだけではなく、「受任」に際して虚偽や誤導に当たる説明をするなど、消費者被害としての側面が強いことも特徴です。また、弁護士と比べて「報酬」も非常に高額な傾向です。

トレンドとしては、少し前までは探偵業者による非弁行為が多く、近年は、業種を問わず、インターネットを活用するケースがかなりの割合を占めています。他士業による非弁行為も以前と変わらず少なくありません。

直近のトレンドは、削除請求等のネットトラブルに関するものや、退職代行といったものがあります。

通常案件検討部会は、非弁護士を対象にする関係上、直接には強制力を行使することはできません。しかし、任意の調査に応じることがほとんどですし、仮に応じない場合であ

っても、被害者などからの情報提供により事実認定をすることも可能です。

調査の結果、非弁行為の事実が確認できたというのであれば警告を行い、あるいは刑事告発を行うということになります。

(2) 特別案件検討部会

特別案件検討部会は、弁護士が非弁護士と提携する非弁提携行為の調査と取締りを目的としています。

非弁行為と同様、非弁提携も傾向に変化があります。以前は単に弁護士が名義貸しをして、その「使用料」を収受するという形式が一般的でした。

しかし最近では、弁護士も実動する、非弁提携業者が法律事務所の裏の支配者・出資者・プロデューサーとして暗躍する、不適切広告やずさんな処理だけではなく預り金の横領などで利益を得る等のケースが増えています。

非弁提携は利用者だけではなく、提携弁護士もばく大な債務を抱えるなどの甚大な損失を被ることになります。非弁提携の撲滅は、利用者だけではなく、弁護士を守るためにも重要な任務となっています。

4 非弁委員会における議論

非弁行為に該当するかどうかの議論は、そ

もそも弁護士業務の範囲はどうあるべきか、という議論と表裏の関係にあります。また、非弁提携に該当するかどうかの判断は、会員の重大な利害に関わります。

こういう重要なテーマを扱う関係上、経験年数を問わず、毎回、多くの委員が積極的に法解釈や事実認定について活発な議論をしている委員会です。

5 終わりに

非弁取締りというと、普段の弁護士業務と全く関係のない、遠い世界の話に聞こえるかもしれません。

しかし、非弁規制は弁護士制度の根幹を支える重要なものです。また、ほかの特に経験豊富な委員の調査、聴取、事実認定を間近で見るとは、普段の弁護士業務に応用することもできます。

更に、非弁業者が暗躍している分野は、逆に言えば、「弁護士の活動が広がっていない分野」と言えます。この情報を活用すれば、弁護士としての活動の幅を広げることも可能です。

志のある先生方の参加をお待ちしております。



当委員会の活動に興味のある方は、
会員課(03-3581-2256)まで御連絡ください。



全体会の様子